

(令和7年) 住民税非課税世帯等 臨時特別給付金 (こども加算含む) のご案内

- (令和7年) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算含む) は、物価高騰対策として **住民税非課税世帯** を支援する給付金です。
- 非課税世帯のうち **18歳以下の児童 (平成18年4月2日以降生まれ) がいる世帯** については、**児童1人あたり2万円** が加算されます。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円** ※①

※① 18歳以下の児童1人あたり2万円を加算

給付金の支給時期

4月21日以降 ※②

※② 確認書及び申請書を提出した場合は、村が受理した日から3週間後が目安です

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和6年度

「住民税非課税」 ※③の世帯

※③ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、**支給対象になりません。**

- ・住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている者のみで構成されている世帯
- ・租税条約による免除の適用を届け出ている者を含む世帯
- ・令和6年度に実施する3万円の給付を他自治体で既に受けている世帯

- ① **「住民税非課税」** と思われるが、**未申告**の世帯
- ② 令和6年1月2日以降に檜原村に転入、**離婚等により世帯構成が変更、または令和6年度住民税の税額が変更となり「住民税非課税」** となった世帯

申請不要です ※④

令和6年12月13日時点で檜原村に住民登録がある世帯は「支給のお知らせ」が送付されます。

※④ 口座登録がない場合は「確認書」の提出が必要となります。

詳しくは裏面「Ⅰ・Ⅱ」へ

申請書は送られません 申請が必要です



申請期限：令和7年5月30日(金)まで
令和6年12月13日時点で檜原村に住民登録がある場合、申請してください。

【申請書配布場所】 檜原村役場・やすらぎの里・檜原村ホームページ

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 「支給のお知らせ」が届く世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から檜原村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、村から「**支給のお知らせ**」が届きます。令和5年度に非課税世帯給付金等の給付金が支給された口座への支払いとなります。記載内容に誤りがない場合は、申請の手続きが不要です。

II 「確認書」が届く世帯

- 令和5年度に非課税世帯給付金等の給付金を受給していない世帯は、口座登録が必要です。「**確認書**」に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。



世帯の中に、令和6年1月2日以降に檜原村へ**転入した方**がいる場合

- 給付金を受け取るには、転入した方の**課税（非課税）証明書**が必要です。

III 申請が必要な世帯

- ① 「**住民税非課税**」と思われるが、**未申告の世帯**
- ② 令和6年1月2日以降に檜原村に転入、離婚等により世帯構成が変更、または令和6年度住民税の税額が変更となり「**住民税非課税**」となった世帯

- **村から申請書は送られません**ので、給付金を受け取るには、

申請が必要です。



- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福祉けんこう課の窓口（やすらぎの里）に、直接または郵送でご提出ください。

【申請書配布場所】檜原村役場・やすらぎの里・檜原村ホームページ

なお、既に他の市区町村から住民税非課税世帯等臨時特別給付金（こども加算含む）の給付を受けている場合は支給を受けられません。



低所得世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、檜原村役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

檜原村福祉けんこう課福祉係

042-598-3121

受付時間 平日8:30~17:15